

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務財務局長

【提出日】 平成25年 5月13日

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社スカイライト・バイオテック（以下「SLB社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 本株式交換の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号 株式会社スカイライト・バイオテック
- ・ 本店の所在地 秋田県秋田市飯島字砂田100-4
- ・ 代表者の氏名 代表取締役社長 中嶋 拓史
- ・ 資本金の額 58百万円（平成24年6月30日現在）
- ・ 純資産の額 83百万円（平成24年6月30日現在）
- ・ 総資産の額 98百万円（平成24年6月30日現在）
- ・ 事業の内容 最先端の脂質代謝解析技術による、生活習慣病領域の研究・創薬支援と、予防医療支援サービスの提供

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期
売上高（百万円）	106	120	126
営業利益（百万円）	0	9	7
経常利益（百万円）	0	9	10
当期純利益（百万円）	0	3	10

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
あきたアカデミーベンチャー育成投資事業有限責任組合	24.07%
Xseed High Growth投資事業有限責任組合	18.16%
中嶋拓史	10.22%
プロメテウス第1号投資事業組合	8.40%
投資事業有限責任組合アステック・テクノロジー・インキュベーション・ファンド	6.63%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- 資本関係 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
- 人的関係 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
- 取引関係 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

2. 本株式交換の目的

当社は、研究開発型企業として、特色のある抗体を創出する技術基盤を有しており、研究用試薬、体外診断用医薬品、医薬品シーズの創出及び遺伝子組換えカイコによるタンパク質生産などの事業を展開しております。

このうち、研究用試薬における具体的な研究開発において、近年特に、生活習慣病領域における糖尿病や脂質代謝異常などの研究開発に役立つ、世界でも類を見ない新しい製品の創出を戦略的に注力しており、既にヒト、マウス、ラット用の「活性型GIP測定キット」の発売（平成24年1月5日付発表）、ヒト「ApoB-100測定キット」の発売（平成24年1月16日付発表）、「血管内皮リパーゼ測定キット」の発売（平成24年10月29日付発表）、「肝性リパーゼ測定キット」の発売（平成25年2月4日付）などの製品の上市を行ってまいりました。

一方、SLB社は、生活習慣病領域での創薬・研究支援に加え予防・診断支援などに特化した事業を行っております。特に、世界で唯一の高感度ゲルろ過高速液体クロマトグラフィーを用いた血中リポタンパク質プロファイリングサービス「LipoSEARCH[®]」は、最先端の脂質代謝解析技術として、当領域の専門研究機関・製薬企業・食品企業における研究・開発及び創薬支援として広く利用されております。

本「LipoSEARCH[®]」は、血中の各リポタンパク質の粒子サイズを分画した波形データ（クロマトグラム）を提供する事により、病態や薬剤投与の影響によるリポタンパク質プロファイル全体の変化を視覚的に捉えることを可能としております。またSLB社は、生活習慣病関連に係わる各種バイオマーカー測定の実験サービスも提供しており、本領域での新たな疾患マーカーの探索や、食品素材の機能性に関する研究等に対する総合的な支援を推進しております。さらに、伴侶動物（ペット）向けの脂質代謝関連疾患検査サービス「LipoTEST[®]」を動物病院の獣医師様を経由して飼い主様に提供しております。このように、SLB社はヒトから伴侶動物に至るまで、本領域での豊富な研究ネットワークを有して、総合的な支援を通じた医療貢献を目指しております。

当社は、生活習慣病が社会問題となる中、今後も同領域での創薬・研究支援に加え予防・診断支援などの需要が、急速に増加するものと考え、SLB社の全株式を取得することにいたしました。また、当社の同領域におけるメカニズムの解明を目的とした研究開発とSLB社の最先端の脂質代謝解析技術を活用し、同領域での未知への解明に挑み、予防医学・健康医学に貢献することで当社の企業価値の向上を目指してまいります。

取得後は、早期にシナジー効果が発揮できる体制を構築し、専門研究機関のユーザー様を中心に本活動をより強力に推進し、当社グループ業績の一層の拡大を目指してまいります。

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、SLB社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。完全親会社となる当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、完全子会社となるSLB社においては平成25年5月29日開催予定の臨時株主総会において承認を受けたうえで、平成25年7月1日を効力発生日として行う予定であります。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.47株を割当て交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,309株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

(3) 株式交換契約の内容

当社が、SLB社との間で平成25年5月13日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社免疫生物研究所（以下「甲」という。）と株式会社スカイライト・バイオテック（以下「乙」という。）は、株式交換により完全親子会社関係を創設するため、以下により株式交換契約（以下「本契約」といい、本書を「本契約書」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社免疫生物研究所

住所：群馬県藤岡市中字東田1091番地1

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社スカイライト・バイオテック

住所：秋田県秋田市飯島字砂田100-4

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,309株を発行する。
2. 甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.47株の割合をもって割当交付する。
3. 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載されたもの（但し、甲を除く。）とする。

第4条（1株に満たない端数の処理）

本株式交換に伴い、甲の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる乙の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、甲が1株に満たない端数部分に応じた金銭を支払うものとする。

第5条（単元未満株式の取扱い）

本株式交換に伴い、甲の単元未満株式を保有することとなる乙の株主は、自己の有する単元未満株式を甲に対し、買い取ることを請求することができる。

第6条（増加すべき資本金及び資本準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

第7条（株式交換承認手続）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を行うものとする。
2. 乙は、本契約につき承認を得るため、平成25年5月29日に株主総会を招集するものとする。

第8条（株式交換の日）

株式交換の日は、平成25年7月1日とする。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第9条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後株式交換の効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙は、協議し、合意のうえ、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時まで乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求により効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を基準時まで消却するものとする。

第10条（表明保証）

1. 乙は、甲に対して、自己の株式が別紙株主名簿の通りであり、名義株主がないこと、他人名義の株主が存在しないこと、株主に反社会的な人物が存在しないことを表明し保証する。
2. 乙は、甲に対して、自己が提出した自己の財務諸表の内容が真実かつ適正であることを保証し、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないことを表明し、保証する。
3. 乙は、甲に対して、自己の従業員に対し、未払いの給料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないことを表明し、保証する。
4. 乙は、甲に対して、自己が管理する土地や建物に有害物質による汚染はないことを表明し、保証する。
5. 乙は、甲に対して、自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していないことを表明し、保証する。
6. 乙は、甲に対して、自己が第三者から何らクレームや訴訟等を受けておらず、その他、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないことを表明し、保証する。

第11条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から株式交換がその効力を生ずる日の前日までに於いて、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ、株式交換条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号に定める場合には、その効力を失う。

甲または乙の株式交換承認総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき
第7条1項但書による甲の株主総会の承認が得られない場合

第13条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本契約書に定めがない事項、その他株式交換に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が別途協議のうえ定める。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名、捺印の上各1通を所持するものとする。

平成25年5月13日

甲 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清藤 勉

乙 秋田県秋田市飯島字砂田100-4

株式会社スカイライト・バイオテック
代表取締役社長 中嶋拓史

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換における株式交換比率の算定に当たって、公正性と妥当性を確保するため、SLB社の株式価値については、当社、SLB社から独立した第三者算定機関である加藤公認会計士事務所に算定を依頼しました。加藤公認会計士事務所は、SLB社が非上場会社であることを考慮し、DCF法を採用し、1株当たりの評価レンジを11,181円～12,370円と算定致しました。

当社の株式価値については、当社が上場会社であることを勘案し、第三者の算定によらず、平成25年5月13日を算定基準日とし、基準日の前日から直近3ヶ月間の大阪証券取引所ジャスダック市場における当社株式の加重平均値を算定の基礎とした結果、1株当たりの価額を26,033円と算定致しました。その後、両者の株式価値を慎重に検討し、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、双方協議の結果、本株式交換における株式交換比率について上記3.(2)の株式交換比率が妥当であると判断し、平成25年5月13日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、SLB社との間で株式交換契約書を締結いたしました。

(2) 算定機関との関係

加藤公認会計士事務所は、当社及びSLB社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・商号 株式会社免疫生物研究所
- ・本店の所在地 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
- ・代表者の氏名 代表取締役社長 清藤 勉
- ・資本金の額 1,571百万円
- ・純資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・総資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・事業の内容 研究用試薬の開発・製造及び販売、受託研究及び受託生産、医薬品並びに医薬部外品の開発・製造及び販売、カイコを用いたタンパク質生産の開発・製造及び販売